

令和 8 年度 さいたま市版 SOIP 事業 参加合意書

甲：一般社団法人さいたまスポーツコミッション

所在地：〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目 7 番 1 号 北浦和ターミナルビル 3 階

代表理事 佐野 秀彦（以下「甲」という）

乙：株式会社ザスモールシングス

本店所在地：〒105-6027 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー 27 階

代表取締役社長 田上 悦史（以下「乙」という）

丙：_____（：スポーツパートナー参加者）

住所：〒_____

代表 _____（以下「丙」という）

丁：_____（：ビジネスパートナー参加者）

住所：〒_____

代表 _____（以下「丁」という）

（甲、乙、丙、丁を総称して以下「当事者」または「参加団体」という。）

参加団体各位は、令和 8 年度さいたま市版 SOIP 事業（以下、「本プロジェクト」という）を共同で推進するにあたり、協力関係および基本事項について以下のとおり参加合意書（以下「本合意書」という）を締結する。

第 1 条（目的）

本合意書は、参加団体間の協力体制および基本的な合意事項を定め、役割分担の明確化と参加団体各自の積極的関与の促進により、本プロジェクトを円滑に推進することを目的とする。

第 2 条（プロジェクトについて）

本プロジェクトの名称、目的、実施期間および具体的な実施内容は、以下の通りとする。

(1) 名称：令和 8 年度さいたま市版 SOIP 事業

(2) 目的：参加団体が相互に連携し共創することにより、新たなスポーツビジネスの事業化やスポーツを通じた社会課題の解決に資すること。

(3) 実施期間：2026 年 9 月____日から 2027 年 3 月 31 日まで

(4) 実施内容：

- ・プロトタイプの開発および PoC（注 4）の実施
- ・成果報告会でのプレゼンテーション
- ・成果に応じた次年度以降の計画策定（事務局との検討）

第 3 条（参加団体の役割）

1. 参加団体は、本プロジェクトの目的達成のため、それぞれの専門知識、ノウハウ、技術、ネットワーク等を最大限に活かし、誠実に協働するものとする

2. 参加団体各自の本プロジェクトにおける役割および責任分担は、別紙 1（役割分担表・責任マトリクス）に定めるとおりとする。参加団体は、当該役割分担に基づき、自らの役割に応じた責任を誠実に果たすものとする。

第 4 条（積極的関与および責任）

当事者は、各自が強い当事者意識を持って主体的に本プロジェクトに関与するものとする。また、役割分担を明確化することで責任の所在をはっきりさせ、特定の参加者に過度の負担が偏らないよう相互に協力し、必要に応

じて作業負担の見直し・調整を行うものとする。

第5条（情報共有）

参加団体は、本プロジェクトの目的達成に必要な情報を相互に適時かつ適切に共有し、透明性の高いコミュニケーションを図るものとする。各参加団体は他の参加団体から提供された情報を本プロジェクトの目的以外には利用せず、その機密保持については本合意書及び別紙2（秘密保持に関する定め）に従うものとする。

第6条（秘密保持）

参加団体は、本プロジェクトに関連して知り得た他の参加団体の秘密情報を、当該情報の開示元の承諾なく第三者へ開示・漏洩しないものとする。秘密情報の定義および取扱いの詳細については、別紙2（秘密保持に関する定め）に従うものとする。

第7条（知的財産権の取扱い）

本プロジェクトにおける知的財産権の帰属および利用の詳細については、別紙3（知的財産権に関する定め）に従うものとする。なお、本プロジェクト期間中に本プロジェクトの実施により生じた成果に関する知的財産権は参加団体全員で共有し、本プロジェクト終了後は当該成果の発案者へ帰属させることとする。

第8条（個人情報保護）

参加団体は、本プロジェクトにおいて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に管理・保護するものとする。当該個人情報の具体的な取扱い方法については、別紙4（個人情報管理に関する定め）に従うものとする。

第9条（費用負担）

- 1.本プロジェクトの遂行に必要な費用は、原則として各参加団体が自己の負担とする。
- 2.前項にかかわらず、第2条に定める実施内容の遂行に要する費用については、甲から支給する実証支援金（最大130万円（税込））から補填できるものとする。当該実証支援金は、甲と丙、丁の両方またはそのいずれかとの間で、別途負担金協定を締結した上で支給するものとする。
- 3.実証支援金による補填の具体的な方法、複数の参加団体が共同で負担すべき費用、または助成金・補助金等の外部資金の受入・分配等に関する詳細な条件については、該当する参加団体間で別途協議の上、特別な定めが必要な場合には書面により定めるものとする。

第10条（有効期間・離脱）

- 1.本合意書の有効期間は、第2条に定める本プロジェクトの実施期間と同一とする。
- 2.本プロジェクトの実施期間中、参加団体は原則として自己の都合により途中で離脱することはできない。ただし、やむを得ない事由がある場合、または他のすべての参加団体から事前に書面による同意を得た場合は、この限りではない。
- 3.参加団体が本プロジェクトの期間延長に合意した場合、本基本合意書の有効期間もそれに応じて延長されるものとする。なお、乙、丙または丁が本プロジェクトから離脱した場合であっても、本基本合意書は残存する参加団体間で引き続き有効に存続するものとする。この場合、必要に応じて、本基本合意書の内容を残存参加団体間で見直すものとする。
- 4.本合意書が期間満了またはその他の事由により終了した場合であっても、別紙2（知的財産権に関する定め）、別紙3（個人情報管理に関する定め）および別紙4（秘密保持に関する定め）の規定は、それぞれの別紙に定め

る期間、引き続きその効力を有するものとする。

第 11 条（契約上の地位の譲渡禁止）

参加団体はいずれも、他の参加団体の事前の書面承諾なくして、本基本合意書上の地位もしくは本基本合意書に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第 12 条（分離可能性）

本基本合意書のいずれかの条項の全部または一部が法令等により無効と判断された場合であっても、本基本合意書の残余の規定部分は継続して完全に効力を有するものとする。当該無効部分については、参加団体間で法令に適合する範囲内でその経済的効果に最も近い規定を新たに設けるものとする。

第 13 条（合意管轄及び準拠法）

本基本合意書に関して生じる紛争については、参加団体間で誠実に協議し解決を図るものとする。それでも解決しない場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに全当事者が同意する。本基本合意書の準拠法は日本法とする。

第 14 条（誠実協議）

本合意書に定めのない事項、または本合意書の解釈について疑義が生じた事項については、参加団体は誠意をもって協議し、円滑な解決を図るものとする。

以上、本基本合意書の成立を証するため、本書を正本 4 通作成し、甲乙丙丁各参加団体が記名押印の上、各 1 通を保有する。

甲 一般社団法人さいたまスポーツコミッション
代表理事 佐野 秀彦

印

乙 株式会社ザスマールシングス
代表取締役社長 田上 悦史

印

丙

印

丁

印

別紙1：役割分担表・責任マトリクス

※本プロジェクトにおける参加団体それぞれの役割と責任を明確化し、役割不明確や負担偏重のリスクを防止するためのマトリクスです。必要に応じて更新・修正します。

甲：一般社団法人さいたまスポーツコミッション（主催・幹事）

・役割：プロジェクト統括・事務局

・主な責任事項：プロジェクト全体の統括管理、参加団体間の調整、進捗管理、リスク管理、対外折衝等

乙：株式会社ザスマールシングス（共同事務局）

・役割：アドバイザー（監修・運営支援）

・主な責任事項：プロジェクト全体の推進管理（進捗状況や課題の整理、次回アクションの設計） 等

丙：_____（スポーツパートナー参加者）

・役割：プロジェクト参加者（スポーツに関するアセット・ノウハウ提供担当）

・主な責任事項：自社のアセット・ノウハウ等を本プロジェクトに提供すること。実証実験の計画・実施、成果の共有、定期打合せへの参加 等

丁：_____（ビジネスパートナー参加者）

・役割：プロジェクト参加者（技術・サービス提供担当）

・主な責任事項：自社の技術・ノウハウ・サービス・プロダクト等を本プロジェクトに提供し、共創によりブラッシュアップすること。実証実験の計画・実施、成果の共有、定期打合せへの参加 等

別紙 2：秘密保持に関する定め

本プロジェクトに関連して当事者間で共有または取得される秘密情報の保護を図るため、以下のとおり定めるものとする。

第 1 条（定義）

本契約において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

1. 「開示者」とは、本プロジェクトに関連して秘密情報を開示する当事者をいう。
2. 「受領者」とは、本プロジェクトに関連して秘密情報を受領する当事者をいう。
3. 「秘密情報」とは、開示者が本プロジェクトに関連して受領者に対して開示し、または提供する技術上もしくは営業上の情報、業務上のノウハウ、マーケティング情報その他一切の情報であって、開示の際に秘密である旨が明示されたもの、口頭その他書面以外の方法で開示される場合には開示後 30 日以内に秘密である旨を書面で通知されたもの、またはその性質上秘密であると合理的に判断されるものをいう。

第 2 条（適用除外）

前条の定義にもかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は「秘密情報」から除外するものとする。

1. 開示者から開示または提供を受ける時点で、既に公知となっている情報
2. 開示者から開示または提供を受けた後、受領者の責めによらずに公知となった情報
3. 開示者から開示または提供を受ける以前に、受領者が既に正当に保有していた情報
4. 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に取得した情報
5. 受領者が秘密情報によらず独自に開発した情報
6. 開示者が書面により秘密情報から除外することを同意した情報

第 3 条（秘密情報の取扱義務）

受領者は、開示者から提供された秘密情報を取り扱うにあたり、以下の各項目を遵守しなければならない。

1. 秘密情報を本プロジェクトの目的以外の目的に使用しないこと。
2. 秘密情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、本プロジェクト遂行上必要な場合を除き、他の当事者以外の第三者に開示、提供または漏洩しないこと。なお、受領者が自己の役員・従業員等で本プロジェクトの遂行上知る必要がある者に秘密情報を開示する場合には、当該役員・従業員等に対し本契約と同等の秘密保持義務を負わせるものとし、受領者はその遵守について一切の責任を負うものとする。
3. 秘密情報を複製または記録（電子的保存を含む）する場合は、本プロジェクトの遂行上必要な範囲に限って行うものとし、作成した複製物や記録媒体についても本契約に基づく秘密保持義務を適用し、原本と同様に管理すること。
4. 開示者から要請があった場合、または本プロジェクトの終了もしくは本契約の終了時には、受領者は当該開示者から取得した秘密情報およびその複製物等を速やかに開示者の指示に従い返還または廃棄しなければならない。ただし、法令上保存義務がある場合や自動的に作成されるバックアップデータとして当該秘密情報を受領者が保有する必要がある場合はこの限りでないものとし、その場合であっても受領者は当該秘密情報について本契約に基づく秘密保持義務を継続して負うものとする。

第 4 条（有効期間および秘密保持義務の存続期間）

1. 本契約の有効期間（秘密情報の開示期間）は、本プロジェクトの実施期間中とする。なお、当事者間で書面により合意した場合は、本プロジェクトの期間を延長または短縮することができる。

2.前項にかかわらず、本契約の終了または本プロジェクトの終了後においても、第3条の秘密保持義務は引き続き有効に存続するものとし、当事者は本プロジェクト終了の日から起算して5年間（当事者間で別途書面により定めた場合はその期間）本契約に定める義務を遵守しなければならない。秘密情報の性質上、かかる期間を超えて秘密保持が必要な場合には、当該開示者と受領者は協議の上、秘密保持義務の期間を延長することができるものとする。

第5条（秘密情報の漏洩時の対応および責任）

1.万一、受領者が本契約に違反して秘密情報を第三者に漏洩した場合、またはそのおそれがあることが判明した場合、当該受領者は直ちに開示者および他の当事者にその旨を書面で通知するとともに、漏洩の拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。

2.前項の場合において、開示者および他の当事者は、当該受領者に対し当該違反行為の是止（差止）や是正を求めることができるものとする。また、秘密情報を漏洩した受領者は、その漏洩により開示者および他の当事者に生じた一切の損害（調査費用や訴訟費用等を含む）について賠償する責任を負うものとする。

第6条（他の契約・合意との関係）

当事者間で本プロジェクトに関連して別途締結または締結予定の契約・合意（以下「他契約」という。）がある場合、本契約の規定は他契約の規定と矛盾しない範囲で適用されるものとする。万一本契約の規定と他契約の規定との間に矛盾・抵触が生じる場合には、当該他契約の規定が優先して適用されるものとする（ただし、本契約の規定が当該他契約の定める義務よりも秘密情報の保護について厳格な義務を課す場合、当該厳格な義務規定はこの限りでない）。なお、本契約は他契約に定めのない事項について補完的に適用されるものとし、他契約によって各当事者に課される機密保持義務や個人情報保護義務を何ら免除するものではない。

別紙 3：知的財産権に関する定め

当事者は、本プロジェクトにおいて創出される知的財産権の取扱いに関し、以下のとおり定めるものとする。

第 1 条（定義）

本合意書で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

1. 「成果」とは、本プロジェクトの遂行に関連して、当事者が共同してまたは単独で新たに創出した発明、考案、デザイン、ノウハウ、ソフトウェア、データ、報告書その他一切の成果物をいう。ただし、本プロジェクトの遂行を目的とせず、かつ本プロジェクトの実施によって得られたリソース、知識、経験等を利用していない各当事者の独自創出物（自社の既存の企画・設計資料、教材、デザイン、プログラム等を含む）は「成果」には含まれないものとする。
2. 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（法令上登記の有無を問わない）、回路配置利用権、営業秘密その他のノウハウ等、成果に関して当事者に発生し得る一切の財産的権利をいう。
3. 「背景知的財産」とは、本プロジェクト開始以前より当事者が保有しているか、本プロジェクトとは無関係に独自に開発した技術、ノウハウ、資料、ソフトウェア等およびそれらに関する知的財産権をいう。

第 2 条（背景知的財産の扱い）

各当事者は、自らの背景知的財産を本合意書によっても引き続き保有する。本プロジェクトの遂行上必要な範囲で、一方の当事者が自己の背景知的財産を他の当事者に提供し利用させる場合であっても、当該背景知的財産に関する権利は提供当事者に留保されるものとする。提供当事者は、本プロジェクトの目的の範囲内および期間内に限り、必要な範囲で当該背景知的財産を利用することを他の当事者に非独占的に許諾する（無償か有償かは別途協議による）。本プロジェクト終了後における背景知的財産の取扱いについて必要な事項があれば、当事者間で別途協議して定める。

第 3 条（成果に関する権利の共有および帰属）

本プロジェクトの遂行により新たに共同で創出された成果に関する知的財産権は、当該成果の創出に関与した当事者間で共有するものとする。

ただし、各当事者が主体的に企画・制作・編集した教材、デザイン、プログラム、及びそれらに付随するノウハウ、商標、デザイン等については、原則として当該当事者に帰属するものとする。成果の創出に複数の当事者が関与した場合には、関与した発案者同士で当該知的財産権を共有するか、帰属先および持分等について別途協議して定めるものとする。

各当事者は、本プロジェクトの目的達成およびその成果の社会的普及のために必要な範囲において、他の当事者に対し、当該成果の非独占的かつ無償の利用を許諾する。他の当事者が当該成果を本プロジェクトの目的外で利用する場合には、事前に当該当事者の書面による同意を得るものとする。

なお、各当事者が外部委託先に制作・デザイン等を依頼した場合には、契約上、これらの成果物に関する知的財産権はすべて当該当事者に帰属するものとし、当該当事者は当該権利を適切に管理するものとする。

第 4 条（特許出願等）

成果に係る特許権等の出願手続については、当該成果の発案者となる当事者が主体的に行うものとする。共同発明など複数当事者が関与した成果の場合、関与した当事者間で十分協議の上、出願人や権利持分の取扱いを決定する。いずれの場合も、他の当事者は出願手続等に必要な協力を行うものとする。なお、発明者の氏名表示その他法令上必要な措置については、各当事者は適切に対応する。

第5条（未公開情報の保護）

当事者は、本プロジェクトにより得られた成果に関する未公開の技術情報について、特許出願その他適切な権利化措置を講じる前に学会発表や出版等により公表してはならない。ただし、他の当事者の書面による事前承諾を得た場合はこの限りでない。

別紙 4：個人情報管理に関する定め

当事者は、本プロジェクトにおける個人情報の取扱いに関し、以下のとおり定めることとする。

第 1 条（個人情報の定義）

本合意書において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、所属先その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項）。また、その情報単体では特定の個人を識別できなくとも、他の情報と照合することで結果的に特定の個人を識別し得る情報も含むものとする。

第 2 条（適用範囲）

本合意書は、当事者が本プロジェクトの遂行に関連して取得し、管理し、または共有するすべての個人情報の取扱いに適用されるものとする。

第 3 条（法令遵守および安全管理）

当事者は、個人情報の取扱いに関して個人情報保護法その他適用される法令・ガイドラインを遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損等が生じないよう適切な安全管理措置を講じるものとする。各当事者は、少なくとも次の安全管理措置を講じる。

- (1) 個人情報へのアクセス制御、パスワード管理、暗号化等の技術的対策
- (2) 個人情報を取扱う従業員に対する定期的な教育・監督および機密保持契約の締結
- (3) 個人情報を含む書類・媒体の施錠保管等の物理的対策

第 4 条（利用目的の限定）

当事者は、取得した個人情報を本プロジェクトの目的達成に必要な範囲内でのみ利用するものとし、あらかじめ本人（情報の主体）の同意を得ることなく本プロジェクトの目的を超えて利用してはならない。

第 5 条（適正取得と同意取得）

当事者は、本プロジェクト遂行上必要な個人情報を取得する場合、適法かつ公正な手段により行い、利用目的、問い合わせ窓口等所定の事項を事前に本人に通知または公表し、必要に応じて同意を取得するものとする。特に、取得した個人情報を他の参加団体と共有する必要がある場合には、第三者提供に関する本人の同意を予め取得しておくものとする。

第 6 条（第三者提供の制限）

当事者は、本人の同意を得た場合または法令に基づく場合を除き、個人情報を本プロジェクトの参加団体以外の第三者に提供しないものとする。やむを得ず第三者に提供する場合には、個人情報保護法第 27 条等の要件に従い、適切に手続きを行う。

第 7 条（委託先の監督）

当事者が本プロジェクトに関連して取得した個人情報の取扱いの全部または一部を第三者（委託先）に委託する場合、当該委託先について十分な個人情報の保護水準を備えていることを確認し、本合意書と同等の義務を課す契約を締結するとともに、必要かつ適切な監督を行うものとする。

第 8 条（事故発生時の対応）

当事者は、個人情報の漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したことを確認した場合、直ちに他の当事者にその旨を通知し、被害の拡大防止および原因の究明に努めるものとする。また、法令上必要な場合には、所轄官庁への報告や本人への通知等、必要な対応措置を速やかに講じるものとする。

第 9 条（利用終了時の措置）

当事者は、本プロジェクトが終了しまたは個人情報の利用目的が達成された場合、当該個人情報（それを含む書類・記録媒体を含む。）を復元不可能な方法で速やかに廃棄または削除するものとする。但し、法令上保存義務がある場合や、他の契約に基づき保存が義務付けられる場合はこの限りでない。その場合でも、当該保存期間終了後は速やかに廃棄または削除するものとする。

第 10 条（権利者からの請求等への対応）

当事者は、本プロジェクトに関連して取得・管理する個人情報について、本人から開示、訂正、利用停止、消去等の請求があった場合には、法令に従い誠実かつ迅速に対応するものとする。当事者間の協力が必要な場合には、相互に協議の上、適切に対応する。また、本人から苦情等の申し出があった場合にも、速やかに事実関係を調査し、誠意をもって対応策を講じる。

第 11 条（違反時の責任）

当事者が本合意書に違反し、他の当事者または個人情報の本人その他第三者に損害を与えた場合、当該違反当事者はその損害について賠償する責任を負うものとする。なお、当事者が負担する賠償責任の範囲や上限額等について必要がある場合、参加団体間で別途協議の上定めることができる。